

重要事項説明書（小百合園保育所）

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年9月第39号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

(1) 設置者

名称	宗教法人お告げのマリア修道会
住所	長崎市小江原4丁目1番-1号
電話番号	電話 095-846-8300 FAX 095-842-0079
代表者	下窄 優美

(2) 施設

名称	小百合園保育所		
住所	長崎市小瀬戸町 1007-110		
電話番号	電話 095-865-1357 FAX 095-865-1357		
施設長	園長 中木 律子		
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより2号・3号認定を受けた児童		
定員	2号認定 50人 3号認定 0歳児 10人、1・2歳児 30人		
開設年月日	昭和27年4月1日		
敷地	敷地全体	5,146.55㎡	
	園庭	1,724.59㎡	
園舎	構造	鉄骨造 一部2階建	
	延べ面積	996.56㎡	
	保育室等	乳児室 0歳児	60.04㎡
		ほふく室 1歳児	53.42㎡
		保育室 2歳児	45.13㎡
3歳児			43.06㎡
4歳児			43.06㎡
5歳児	43.06㎡		
その他	医務室、便所、調理室、事務室		

2 目的及び運営方針

宗教法人お告げのマリア修道会を母体とする小百合園保育所は カトリックの愛のこころで 保育を必要とする乳幼児を受入れ、乳幼児の最善の幸福のために豊かな環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として保育事業を行う。

3 職員の配置状況

職種	人数	正規職員	非正規	備考
所長	1	1		
保育士	26	16	10	うちパート5名
調理	4	2	2	うちパート調理員2名
看護師	1		1	うちパート1名

【勤務体制】

職種	勤務時間帯
所長	勤務時間帯 8:00 ~ 17:00
保育士	勤務時間帯 A 7:00 ~ 16:00
	B 8:00 ~ 17:00
	C 9:00 ~ 18:00
	D 8:45 ~ 17:45
	E 9:45 ~ 18:45
	F 7:30 ~ 16:30
パート	G 9:00 ~ 16:00
	H 8:30 ~ 15:30
	I 9:30 ~ 16:30
調理員	勤務時間帯 7:45 ~ 16:45

4 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日

開所時間 7時 ~ 18時45分

保育標準時間帯 7時 ~ 18時

保育短時間帯 8時30分 ~ 16時30分

※各時間帯を超えて、開所時間外のお預かりは時間外・延長保育となります。

※開所時間を超えるお預かりはできませんのでご了承ください。

(2) 休業日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 日曜日 年末年始 12月29日から12月31日まで
1月2日から1月3日まで

5 利用料金及び納付方法

(1) 未満児は特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

長崎市が定める利用者負担額については原則、口座振替をお願いします。

(2) 3歳以上児は副食費

園独自金額を月初めに園に納入

(3) 延長保育料

(保育標準時間)	18:00 ~	100円	18:15 ~	200円
	18:30 ~	300円	18:45 ~	500円

※開所時間（7時）前の場合も時間外保育料が発生します。

7:00	18:00	18:15	18:30	18:45
	100円	200円	300円	500円

（保育短時間） 朝 7:00～7:30：夕 18:30～ 100円／30min
朝 7:30～8:30：夕 16:30～18:30 200円／30min

7:00	7:30	8:00	8:30	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30
500円	400円	200円		200円	200円	200円	200円	100円

（4）その他実費に係る利用者負担等

（1）に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

- ・保険（スポーツ振興）
- ・行事に係る費用

随時、保育所長が指定しますので、保育所へ現金にてお支払いください。

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1）内科

医療機関名	医療法人 猪狩医院
院長名	猪狩 民生
所在地	長崎市小瀬戸町 155 番地
電話番号	095-865-1232

（2）歯科

医療機関名	三浦歯科医院
院長名	三浦 義敬
所在地	長崎市小瀬戸町 1006 番 55
電話番号	095-865-2121

8 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者指定の緊急連絡先へ連絡を行います。

なお、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当保育所の嘱託医に受診することがあります。

9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受付担当者	中村 聖美
	利用時間	8:00~17:00
	電話番号	095-865-1357
	FAX	095-865-1357
第三者委員	松尾 英樹	電話番号 090・7380・1188
	宮崎 初己	電話番号 080・4588・1020

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・屋外避難階段 有 ・避難用滑り台 有
避難・消火訓練	毎月1回
不審者訓練	年1回以上

11 利用者に対する保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」 カリス「保育園傷害保障制度」
保険の内容	保育園における怪我や事故
保険金額	650円+365円(年額)=1015円

12 その他の留意事項

- * 3歳以上児 制服 有
- * 2歳以上児 体操服 有
- * 保護者用 駐車場 有
- * 時間外保育及び延長保育料金については、一ヵ月分を月末に集計し、翌月はじめに金額をお知らせいたしますので、5日以内に現金にて保育所へお支払いください。受領後、毎月領収書を交付します。
- * 副食費 5,000 円の徴収は諸費領収袋を利用して徴収させていただきます。原則1ヶ月単位での徴収とし、当月ははじめの5日以内にお支払いいただきます。受領額を確認し、諸費領収袋に領収印を捺印いたします。
- * お薬については1回分のお薬と一緒に「お薬依頼書」を提出してください。
- * 「入園のしおり」は大切に保管してください。

重要事項同意書

当園における保育の提供を開始する当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名 小百合園保育所
説明者職名 園長 中木 律子

私は、本書面に基づいて小百合園保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名

印

児童から見た続柄